

幕別町新庁舎建設基本設計業務委託について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

平成24年8月20日

幕別町長 岡田 和夫



## 1 業務概要

### (1) 業務名

幕別町新庁舎建設基本設計業務

### (2) 業務内容

幕別町新庁舎とこれに付帯する外構及び周辺敷地の有効活用に関する基本設計

### (3) 履行期間

契約締結日の翌日から平成25年8月30日まで

### (4) 契約金額

幕別町新庁舎建設基本設計業務委託料は、21,440千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

## 2 選定方式

公募型プロポーザル方式とする。

## 3 参加資格

参加表明書等の提出者は、北海道内に本社（店）、支社（店）、営業所等（支社（店）、営業所等の場合においては、契約権限の委任がされていること。）がある者で、次に掲げる資格を満たしている単体企業とする。

(1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所登録簿に登録された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項の一般競争入札に参加させないことができる者に該当しないものであること。

(3) 幕別町の入札参加資格者名簿に登録されていることを要しないが、登録されている場合には、参加表明書等の提出期間の最終日までの間において、幕別町から指名停止の措置を受けていないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者は、当該申立てがなされなかった者とみなす。

#### 4 参加条件

- (1) 管理技術者（※注1）及び各分担業務分野（※注2）の主任担当技術者（※注3）は、それぞれ1名ずつ専任で配置することができること。
- (2) 管理技術者及び建築意匠主任担当技術者は、一級建築士を配置することができること。
- (3) 管理技術者及び建築意匠主任担当技術者は、参加表明者の単体企業に所属していること。
- (4) 平成14年度以降に、対象施設と同種・類似の建築基本設計業務又は実施設計業務を管理技術者又は建築意匠主任担当技術者として日本国内で担当した者を、本業務の管理技術者として配置することができること。なお、対象施設と同種・類似とは、次の要件に該当する建築施設をいう。
  - [同種] 延床面積5,000㎡以上の国又は地方公共団体の庁舎
  - [類似] 延床面積2,500㎡以上の国又は地方公共団体の庁舎  
延床面積5,000㎡以上の民間事務所
- (5) 主たる分担業務分野（平成21年1月7日国土交通省告示第15号における別添一の1の一の口 成果図書の「設計の種類」(1)総合に係る部分をいう。）は、再委託できないこと。
- (6) 業務の一部を再委託する場合、再委託先の建設コンサルタントが幕別町の入札参加資格者名簿に登録されていることを要しないが、登録されている場合には、幕別町から指名停止の措置を受けていないこと。
- (7) 本業務において、構造設計一級建築士及び設備設計一級建築士を配置することができること。

※注1 「管理技術者」とは、「建築設計業務委託契約書」（平成10年10月1日建設省厚契発第37号）第15条の定義による。

※注2 「分担業務分野」の分類は、「建築意匠」、「構造」、「電気」、「機械（給排水設備、空調換気設備、昇降機等）」とする。

※注3 「主任担当技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

#### 5 審査

##### (1) 第一次審査（書類審査）

参加表明書等により、事務所の能力（業務実績、受賞実績等）、管理技術者及び各主任担当技術者で構成する担当チームの能力（技術者の実績、受賞歴等）等を審査し、第二次審査の参加要請者を5者程度選考する。

##### (2) 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

第一次審査により選考された者を対象に技術提案書等の提出を求め、プレゼンテーション及びヒアリングにより審査し、第一次審査の得点を加算した上で、最優秀者及び次点者を各1者選考する。

## 6 手続等

### (1) 事務局

幕別町企画室企画情報担当

住 所：〒089-0692 北海道中川郡幕別町本町130番地

電 話：0155-54-6610（企画室直通）

F A X：0155-54-3727

E-mail：kikakutanto@town.makubetsu.lg.jp

### (2) 関係資料の交付

本プロポーザルに参加するために必要となる「参加表明書等」、「技術提案書」などの関係書類と「幕別町新庁舎建設基本方針」は、次のとおり交付する。

- ① 交付場所 事務局
- ② 交付方法 事務局において配布又は幕別町のホームページからダウンロード  
(幕別町ホームページURL：<http://www.town.makubetsu.lg.jp/>)
- ③ 交付期間 平成24年8月20日（月）から平成24年9月5日（水）まで  
※事務局での交付時間：土曜日、日曜日を除く午前9時から午後5時まで

### (3) 参加表明書等の提出

- ① 提出期間 平成24年8月20日（月）から平成24年9月5日（水）まで
- ② 提出場所 事務局
- ③ 提出方法 持参又は郵送  
※持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日を除く午前9時から午後5時までとする。  
※郵送の場合は、簡易書留郵便等、配達完了の確認ができる方法によるものに限る。

### (4) 技術提案書の提出

技術提案書の提出は、第一次審査（書類審査）で選考した者に平成24年9月26日（水）に要請する。

- ① 提出期限 平成24年10月12日（金）
- ② 提出場所 事務局
- ③ 提出方法 持参又は郵送  
※持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時までとする。  
※郵送の場合は、簡易書留郵便等、配達完了の確認ができる方法によるものに限る。

## 7 その他の事項

- (1) 参加表明書、技術提案書等の作成に係る費用は、参加者の負担とする。
- (2) 技術提案書のプレゼンテーション及びヒアリングに参加しなかった場合は無効とす

る。

(3) 第二次審査結果及び最優秀者は公表する。

(4) 詳細は、別添「幕別町新庁舎建設基本設計業務プロポーザル実施要領」等による。